

**令和6年度SNS等での相談支援事業「みんはぐ」の
インターネットを活用した広告掲載業務委託に係るプロポーザル実施要領**

1 趣旨

本業務は、インターネット（SNSを含む）広告を活用して、「みんはぐ」（以下、本事業という。）をより効果的かつ幅広く発信しようとするものである。

実施に当たっては、インターネット広告等に関する専門的な知識や技能が求められるため、業務委託により実施する。また、事業者の選定については、配信テーマに応じた効果的な広告手法の選択等、価格以外の要素における競争の占める割合が大きいため、委託金額の上限を設定したうえで、広告手法における工夫、運営体制等を総合的に審査する公募型プロポーザル方式により行う。

この要領では、本業務を委託する事業者を選定する際の基準となる項目等を定めるものとする。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※ ただし、8か月以上の委託期間とする。

3 委託業務の内容

(1) 広告の作成・出稿

本事業の特性を理解したうえで、認知向上、利用者の拡大等において効果的・効率的なPRが可能となる広告手法（ターゲティング方法等）及び広告文等を提案・作成し、本市の承認のうえ出稿すること。

(2) 月次報告

業務開始翌月以降、各月10日までに、前月分の掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した月次報告書を提出し、報告すること。

その報告を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、月次報告提出以降に実施予定の広告掲載に反映すること。

(3) 完了報告

事業完了後に、掲載実績、効果測定等を分かりやすく示した完了報告書を提出すること。

(4) 「みんはぐ」について

本事業は、昨年度まで「にんしんホッとナビ」として、不妊・不育症の悩み、10代の妊娠、望まぬ妊娠等誰にも相談できず、妊娠等に悩む対象者が気軽に相談できるような24時間相談メールの受付を行っていた。この「にんしんホッとナビ」を包含し、より幅広く、妊娠期や子育て期の悩み等の内容も相談対応できるものとして、「みんはぐ（みんなで育む、からの愛称）」を令和5年度末から開始している。

本事業は、「出産・子育て応援交付金事業」の伴走型相談支援における、妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即し必要な支援につなぐ相談支援を目的としたものである。

4 委託金額の上限

900,000円

※ 金額は、消費税及び地方消費税相当額（10％）を含む。

※ 金額は、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

5 参加資格

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ、次の(1)から(4)に掲げる条件を満たす者。

- (1) 参加申込み日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一の者でないこと。
- (3) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

6 参加者の募集

京都市ホームページに「募集要項」等を掲載して募集する。

7 プロポーザルの実施方法

(1) プロポーザル参加申込書等の提出

プロポーザル参加希望者は、「3 委託業務の内容」、及び、別紙「プロポーザル参加申込書」に示す項目についての提案書、見積書（以下「提案書」という。）を、それぞれ期日までに提出するものとする。なお、提案書は提出後、差し替え又は撤回・修正できないものとする。

ア 期限

- ・（プロポーザル参加申込書）令和6年6月6日（木）午後5時まで
- ・（提案書）令和6年6月14日（金）午後5時まで

イ 提出方法及び提出先

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課（母子保健担当）へ、プロポーザル参加申込書及び見積書、提案書を持参又は郵送により提出すること。

(2) 質問及び回答

- ・ 質問の提出は、参加者に限る。
- ・ 質問は、「12 問合せ先及び提出先」に記載するメールアドレスに、「みんなぐに係る

プロポーザルの質問」と件名を記入したうえで、電子メールで提出すること。電話や来庁での質問は一切受け付けない。

- ・ プロポーザルに関する質問期限：令和6年6月10日（月）午後5時まで。
- ・ 参加表明のあった方全員に対し、電子メールで回答を行う。

(3) 注意事項等

ア 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出物は、提出者に返却しない。

ウ 提出物について、本市は提出者に無断で審査以外に使用しない。

エ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁止する。

8 審査

(1) 基本的な考え方

受託者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、本委託業務に関する企画提案書等の評価と見積価格の評価を総合的に判断する公募型プロポーザル方式を採用し、総合評価の最も高い提案者を受託者とします。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ、決定する。

ただし、審査の結果、いずれの応募者も選定しないことがある。

(2) 採点

採点に当たっては、「9 審査基準」に掲げる項目ごとに採点する。応募事業者の最高点が60点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

9 審査基準

以下の評価項目について採点のうえ、各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。ただし、同点の場合は、市内中小企業に該当する者を上位とする。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

- (1) 本事業の趣旨を理解しているか。【20点満点】
- (2) 事業趣旨に合ったターゲットを設定し、より効果的な広告配信手法を提案できるか。
【20点満点】
- (3) 効果的な経費支出の提案であるか。【20点満点】
- (4) 業務を迅速かつ的確に実施できる体制であるか。【20点満点】
- (5) これまでに行政関係の広告出稿等、類似の業務を実施した実績があるか。【20点満点】

10 審査結果の通知

審査結果を各事業者に通知するとともに、京都市ホームページ「京都市情報館」において、選定の結果、参加した事業者及び評価点を公開する。

11 契約手続

プロポーザルの実施後、受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に

達した場合に契約を締結する。

受託候補者が契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときはその者と契約する。その者と合意に達しないときは、審査の結果の順位に従って協議を行う。

12 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通り御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課 母子保健担当：(久保、三宅)

電話：075-746-7625／FAX：075-251-1133

メール：kodomokateisien@city.kyoto.lg.jp